

広島県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市佐伯区湯来町大字下及び山県郡安芸太田町大字中筒賀地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
	急傾斜地の崩壊	表区域の示	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大前原A（六九二〇隣）				

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。